



特集

なぜ変わる？  
どう変わる？

# スタート目前！ 『子ども・子育て 支援新制度』



2015年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」。  
少子化や待機児童問題など、子育てを取り巻く課題を  
多く抱える日本社会に、どのような変化をもたらすのでしょうか。  
新制度の概要や、子育て世代の活用方法を  
わかりやすくポイントにまとめてご紹介します。



この方に聞きました！  
福島大学人間発達文化学類教授  
大宮 勇雄さん

国際的な保育の質をテーマとした論文は多数。子ども・子育て支援新制度についてのセミナーや講演も精力的に行っている。著書に「子どもの心が見えてきた」「学びの物語の保育実践」「保育の質を高める」(ひとなる書房)など。日本教育学会、日本保育学会所属。



2015年4月から本格的にスタート!

## 『子ども・子育て支援新制度』の主な取り組み

### 幼稚園・保育所それぞれの機能と特徴を兼ね備えた『認定こども園』のさらなる普及

- ◎質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する
- ◎認定手続きを簡略化して、幼稚園・保育所からの移行を促す

### 『子育て相談』や『一時預かり』、『放課後児童クラブ』など、地域の子育てを充実

- ◎親子が交流できる拠点の設置
- ◎急な用事やパートタイム就労などに対応する「一時預かり」の充実
- ◎「放課後児童クラブ」を増やし、受け入れ対象を小学6年生まで拡大

### 待機児童の増加や子どもが減少している地域の子育てに『地域型保育』で対応

- ◎待機児童の多い0～2歳児を対象とした子育て支援を充実させる
- ◎新たに市町村の認可事業となった、家庭的保育(保育ママ)・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の4タイプの事業を増やす
- ◎地域型保育給付によって、新たな事業の安定的な運営を支援し、身近な地域での保育機能を確認

2015年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」について、お住まいの自治体から案内通知が届いた方もいるのではないのでしょうか。新制度実施の影響について、福島大学の太宮勇雄教授に伺いました。

「日本における『子育て支援』に関する予算は、先進各国に比べて低い水準でした。そのような中、今回の新制度で『子育て支援』充実が大きく取り上げられ、予算の充実確保に『最大限の努力をする』と政府が約束したことは一歩前進です。しかし、消費税増税が先送りされたこともあり、財源確保はまだ見通せない状態です。実際の保育現場に明確な変化が現れてはじめて、今回の新制度が『充実』したものであるでしょう。また、新制度スタート直後は、自治体の窓口や保育現場での対応の混乱も予想されます。自分の地域では何が変わり、どんな手続きが必要かなど、予め把握しておくことが大切です」

では、次のページから、新制度の具体的な活用方法を見ていきましょう。

最初に知っておきたい

# 『子ども・子育て支援新制度』のキホン

まずは、新制度が実施される背景や、掲げている目標、行われる施策の概要をポイントで見えていきましょう。

## 『子ども・子育て支援新制度』とは

2012年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部を改正する法律」「関係法律の整備等に関する法律」に基づき、2015年4月から全国で実施される支援制度です。



## 子育てをめぐる環境

女性の社会進出、核家族化などによって、子育て支援のニーズは多様化しています。さらに、都市部に多く見られる待機児童問題や、少子化地域での保育施設の統廃合など、子育てをめぐる課題は多く、一刻も早い改善が求められています。

## 目標

このような環境のもと政府は、保育の質と量を確保するため、2013年度より、「待機児童解消加速化プラン」を掲げ、2017年度末までに約40万人の受け皿確保を目標としています。新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、一時預かり、放課後児童クラブなどの多様な支援体制を強化し、利用者がニーズに合わせて必要な支援を選択できる体制を構築するなど、すべての家庭が安心して子育てができる社会の実現を目指しています。

家庭や地域での「子育て力」が低下

都市部の待機児童が社会問題化

子どもが減少し保育の場がなくなる地域も

親の就労状況によって受けられる支援の質に違いがある



## 子育て支援の充実に向けて一歩前進

## 施設利用のために必要な【3つの支給認定区分】とは？

新制度によって、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設を利用する場合は、共通のしくみで公費が給付されるようになります。利用にあたっては、保育・教育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があり、その支給認定には3つの区分があります。

### 【3つの支給認定区分】

満3歳以上の小学校就学前の子どもで 2号認定子ども以外の場合	<b>1号認定</b>	▶ 1号認定で利用できる施設 幼稚園 認定こども園
子どもが満3歳以上で、 「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する場合	<b>2号認定</b>	▶ 2号認定で利用できる施設 保育所(保育園) 認定こども園
子どもが満3歳未満で、 「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する場合	<b>3号認定</b>	▶ 3号認定で利用できる施設 保育所(保育園) 認定こども園 地域型保育

### 支給認定にあたって考慮されること

#### 保育を必要とする事由

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護、災害復旧、保護者の求職活動・就学などのいずれかに該当する必要があります。

#### 保育の必要量

就労を理由とする場合、「保育標準時間」利用(フルタイム就労を想定(最長11時間))か、「保育短時間」利用(パートタイム就労を想定(最長8時間))のいずれかに区分されます。

#### 「優先利用」への該当

一人親家庭や生活保護世帯、生計を中心になって支える人の失業、子どもに障がいがあるなどの事情があるときには、保育の優先的な利用に該当する場合があります。



## どんな手続きをすればいいの？ 新制度の【利用の流れ】

入園手続きの時期や流れはこれまでと大きくは変わりませんが、上記の「3つの認定区分」に基づく支給認定の申請が新たに必要になります。

### 幼稚園・認定こども園の場合 (1号認定子ども)

- 1 幼稚園等に直接、利用を申し込む
- 2 入園の内定を受ける
- 3 幼稚園等を通じて利用の認定を申請
- 4 市区町村から認定証が交付
- 5 幼稚園等と契約



### 保育所・認定こども園・地域型保育の場合 (2・3号認定子ども)

- 1 市区町村に「保育の必要性」の認可を申請
- 2 市区町村から認定証が交付
- 3 保育所等の利用希望の申し込み
- 4 申請者の希望と保育所の状況により、市区町村が利用を調整
- 5 利用先が決定したら保育所等と契約



### 既に入園している場合はどうなるの？

新制度に移行する幼稚園や保育所を現在利用していて、2015年4月以降も継続利用する場合も、支給認定の申請が必要です。ただし、新制度に移行しない幼稚園の利用にあたっては、新規でも継続でも、支給認定は必要なく、これまでと同様の手続きになります。詳しくは現在通っている幼稚園や保育所、お住まいの市町村の保育課などで確認しましょう。



すべての「子育て世帯」に関係がある！

# 『子ども・子育て支援新制度』 活用ガイド

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園などの施設の利用も、これまでとは違う手続きが必要になる場合があります。新制度を上手に利用していくための、活用のポイントをまとめました。

## ここが変わります！ 新制度で充実する教育・保育の場

### 充実【幼稚園】

時間外の預かり保育などが充実し、より柔軟で利用しやすい体制に

### 充実【保育所】

様々な就労形態の保護者が利用できる形へ

### 充実【認定こども園】

教育と保育を一体的に行う総合的施設

#### 認定こども園 3つの ポイント

- ① 保護者が働いているかどうかにかかわらず利用できる(3歳～5歳対象)
- ② 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる
- ③ 通っていない子どもの家庭でも、子育て相談などを利用できる

### 新設【地域型保育】

地域の多様な保育ニーズに対応して、0～2歳児を預かる4タイプ

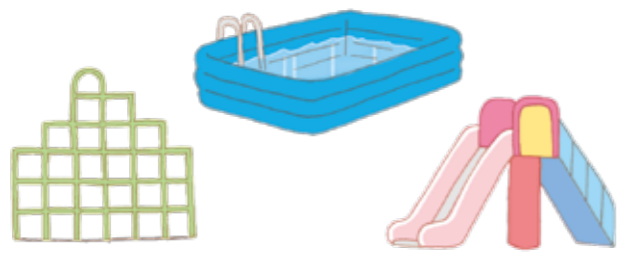
0～2歳児の保育の場を、より多様なかたちで確保するために、少人数の子どもを預かる4つのタイプの事業を設けます。これらの事業は、認定こども園などと連携をとりながら保育内容の充実を図ります。

4つの タイプ	家庭的保育(保育ママ)	家庭的な雰囲気の中で、定員5人以下の少人数を対象としたきめ細かな保育を提供
	小規模保育	定員6～19人の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細かな保育を提供
	事業所内保育	会社など事業所内や病院内の保育施設などで、従業員の子どもに加えて地域の子どもにも保育を提供
	居宅訪問型保育	病気や障がいなどの理由で個別のケアが必要な場合や、保育施設がなくなった地域で保育が必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を提供

## 【地域の子育て支援】

「一時預かり」… 保育所や地域拠点を利用したもの、幼稚園や認定こども園での主に園児を対象にしたもの、保育施設での空き定員を利用したもの、訪問型のものなど、一時預かりの形態がより多様化し、利用しやすくなっていきます。

「放課後児童クラブ」… 現在小学校3年生までの「放課後児童クラブ」の受け入れ対象を、小学校6年生まで拡大します。



**Q** 小規模保育の卒園後はどうなるのでしょうか？

**地域で連携しながら卒園後の通い先を確保**

**A** 0～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育(保育ママ)は、卒園後の通い先を確保するために「連携施設(認定こども園、幼稚園、保育園)」を設定することになっています。地域の事情を考慮して連携施設に優先的な利用枠を設けるなど、卒園後の保育の円滑な利用が図られます。市町村が必要と判断した場合に、3歳以降も小規模保育を利用できる場合もあるなど、市町村によって対応が異なりますので、詳しくはお住まいの市町村の子育て支援担当部署に問い合わせてください。

**Q** 新制度の施行によって「放課後児童クラブ」の待機児童問題は解消するのでしょうか？

**2019年度末までに新たに30万人分拡充**

**A** 市町村の「事業計画」に基づいて「放課後児童クラブ」の整備が進められます。学校の余裕教室などを活用するなどして、2019年度末までに新たに約30万人分の拡充が図られる予定です。



**Q** 保育料はどうなりますか？

**保育料の上限は今の負担と同じ程度の水準**

**A** 保育料は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が決定しますが、現在の私立幼稚園・保育所の実質的な負担水準とおおむね同程度とされています。幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合は、多子世帯の保育料が軽減されます。

**ここが知りたい！『子ども・子育て支援新制度』Q&A**

「目的はわかったけど、自分の周りで具体的に何が変わるのかわからない…」  
「結局、何がよくなって、どんなことが助かるの？」  
新制度がスタートして、身近にどんな変化が起きるのか、子育て家庭のリアルな疑問にお答えします。

**Q** 「一時預かり」の場合は、どこに増えるのですか？

**保育所や地域子育て支援拠点を中心に、多様な場で利用可能に**

**A** 子育て家庭の多様なニーズに対応して、保育所や地域子育て支援拠点での一時預かりなどが増えます。また、幼稚園や認定こども園での、主に園児を対象としたものや、保育所や認定こども園、小規模保育などの空き定員を利用したもの、訪問型のものなど、多様な場で一時預かりを利用できるようになります。

**Q** 今通っている保育所が認定こども園になるのですが、何が変わりますか？

**幼稚園の長所がプラスされ、利用方法もより柔軟に**

**A** 認定こども園は教育と保育を一体的に行う総合的な幼児教育施設として、幼稚園と保育所の長所をあわせ持ちます。また、保護者が働いている・いないにかかわらず利用できるのも、保護者の就労状況が変わっても、子どもは通い慣れた園に継続して通うことができます。さらに、子育て相談や親子の交流の場への参加などができます。

**Q** 現在、待機児童が多く保育所に入れませんが、新制度で入れるようになりますか？

**ニーズに合わせた環境整備で40万人分の保育の場を確保予定**

**A** 新制度では待機児童の解消を目指し、地域のニーズに合わせた保育環境の整備が進められます。待機児童の多い都市部などでは、少人数を対象とした家庭的保育(保育ママ)や小規模保育などにも財政支援が行われます。保育ニーズがピークを迎えるとされる2017年度末までに、約40万人分の保育の場を確保を目指しています。

**新制度に見る「日本の子育て」の未来**

国の将来に大きな影響を与える、日本の子育て支援政策。今回の新制度から、日本の子育ての展望はどのように見えるのか、大宮教授に伺いました。

**子どもの「保育を受ける権利」と「保育の質」を考える**

現在、先進国においては「すべての子どもに保育を受ける権利がある」という考え方が主流です。日本でも、今回の「子ども・子育て支援新制度」では「保育の場の充実を掲げています。しかし、小規模保育事業等での職員の保育士資格保有者数の規制

緩和など、利用する施設・事業者によって提供する保育条件が変わってくる場合もあります。その点では、「すべての子が等しい条件で保育を受ける権利」の視点が、まだ弱いと言わざるを得ません。現状では、保護者は「提供される保育」の質を自身でしっかりと確認し、選択することが非常に重要で、子どもは日頃の保育に問題を感じていても訴えることができません、保護者だけで「保

育の質」を見抜くことも難しい状況です。日本で、どの施設・事業者を選んでも等しい質の保育が提供される、真の意味での「保育の権利」を定着させるためには、政府が責任を持つ制度をつくらなければなりません。また、新制度は「幼児期の学校教育」の重要性を強調しています。「教育」というと小学校以降の授業場面が思い浮かぶかもしれませんが、乳幼児期の「教育」で

大事なことは、普段の生活や遊びを通して、探究心や難しいことに取り組む意欲や仲間と助け合う経験だと言われています。つまり、乳幼児期の「教育」は、生活や遊びそのものの中に織り込まれており、だからこそ、0歳からの「保育の質」が重要なのです。日本の子育てを良くするには、「子どもの権利としての保育」を制度の根本に据えることがどうしても必要です。